

令和元年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項による）

II. 監査の対象部局 【まちづくり部】

なお、監査対象のまちづくり部の内部組織及び分掌事務は、次のとおりである。

課 名	課内グループ名
都 市 政 策 課	都市政策グループ、公営住宅グループ
地 域 整 備 課	地域整備グループ、交通政策グループ
土 木 課	管理グループ、維持補修グループ、整備グループ
公 共 建 築 課	建築営繕グループ、住宅整備グループ
建 築 指 導 課	審査指導グループ、開発安全グループ

（まちづくり部の分掌事務）

- （1）まちづくりに係る計画及び調整に関すること。
- （2）住宅政策に関すること。
- （3）地域整備に関すること。
- （4）交通政策に関すること。
- （5）公園及び緑化推進に関すること。
- （6）道路、河川及び排水路に関すること。
- （7）市有建築物の営繕に関すること。
- （8）市有施設の整備及び管理に係る総合調整に関すること。
- （9）建築指導及び開発指導に関すること。

III. 監査の着眼点

監査にあたっては、平成 30 年度の歳入歳出予算及び事務事業を対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

IV. 監査の実施内容

定期監査は、都市監査基準に準拠し、実施した。

また、提出された関係資料の点検や、担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

V. 監査の実施場所及び日程

予備監査 令和元年10月23日（水）から同年12月4日（水）まで

本監査日 令和元年12月25日（水）

実施場所 門真市役所別館3階 第3会議室

VI. 監査の結果

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、起案文書への決裁日、施行日の記入漏れ等、改善・修正を要する事項が数多く見受けられた。

また、次に述べる指摘事項についてはそれぞれ必要な措置をとり、今後の事務の遂行にあたり遺漏の無いよう一層努力されたい。

なお、指摘事項には至らない軽易な事項については、監査を執行する中でそれぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

〔都市政策課〕

指摘事項

なし

要望事項

市営住宅家賃の平成30年度の収納率は約99.4%であるとの説明があったが、一方で、少数ではあるが長期の家賃滞納者の存在を確認した。家賃滞納者に対しては指定管理者と連携し、文書催告や納付指導を実施しているが、居住者の公平性の観点からも、滞納家賃の早期徴収を図るとともに、新たな未納額発生への抑制になお一層努力されたい。

〔地域整備課〕

指摘・要望事項

なし

〔土木課〕

指摘事項

1. 第二京阪高架下北公園拡張整備工事施工体制台帳の作成日が工事の契約日より以前の日付で記載されていた。

また、別の施工体制台帳においては、本市と元請業者との契約日に対して、元請業者と下請業者との契約日が施工体制台帳の日付から見ると、未来の日付で記載されていた。今後は適切な事務処理に努められたい。

要望事項

なし

[公共建築課]

指摘事項

1. インターネットから印刷した遅延証明書や、他市のホームページをカラーで印刷していた。今後は、カラー印刷をする必要のないものについてはコスト意識を持ち、白黒印刷するなど適切な事務処理に努められたい。

要望事項

なし

[建築指導課]

指摘・要望事項

なし

[まちづくり部への要望]

起案文書における決裁日、施行日及び合議が抜けているものが数多く見受けられたため、文書管理事務について、今一度適正に行われるよう確認されたい。

また、課内やグループ内での超過勤務時間に大きな差が見受けられた。各担当者が別々の専門的知識を必要とする業務を行っている背景は理解できるが、可能な限り業務分担等を実施し、超過勤務時間の平準化に努められたい。